

## 平成27年6月八戸市教育委員会定例会会議録

開催日時 平成27年6月30日(火) 午後1時28分

場 所 市庁本館3階 議会第一委員会室

教育委員職氏名	教育委員長	築 瀬	眞知雄
	教育委員長職務代行者	大 庭	文 武
	教育委員	岡 本	潤 子
	教育委員	武 輪	節 子
	教育長	伊 藤	博 章

事務局員職氏名	教育部長	佐 藤	浩 志
	教育部次長兼教育総務課長	野 田	祐 子
	教育部次長	齋 藤	信 哉
	図書館長	藤 田	俊 雄
	学校教育課長	小笠原	徹
	社会教育課長	田 中	勉
	是川縄文館副館長	清 川	定 吉
	総合教育センター所長	原	寿
	博物館副館長	古 里	淳
	教育総務課参事	尾 崎	雅 祥
	学校教育課参事	茨 島	隆
	北地区給食センター所長	外 館	一 良
	東地区給食センター所長	中 里	親 弘
	西地区給食センター所長	清 川	彦 一
	是川縄文館参事	宇 部	則 保
	是川縄文館参事	村 木	淳

## 開 会

(築瀬教育委員長)

ただいまから、平成27年6月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名は大庭委員を指定いたします。

## 主な会議・行事等

(伊藤教育長 資料に基づき説明)

### 議案第44号 八戸市学校給食審議会委員の委嘱について

(小笠原学校教育課長 資料に基づき説明)

(築瀬教育委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がありましたらお願いします。なければ、議案第44号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

ご異議がありませんので、議案第44号を原案のとおり決定します。

### 議案第45号 八戸市社会教育委員の委嘱について

(田中社会教育課長 資料に基づき説明)

(築瀬教育委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がありましたらお願いします。なければ、議案第45号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

ご異議がありませんので、議案第45号を原案のとおり決定します。

### 議案第46号 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(小笠原学校教育課長 資料に基づき説明)

(築瀬教育委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がありましたらお願いします。なければ、議案第46号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

ご異議がありませんので、議案第46号を原案のとおり決定します。

## 議案第 47 号 八戸市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(原総合教育センター所長 資料に基づき説明)

(築瀬教育委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がありましたらお願いします。はい、大庭委員。

(大庭教育委員長職務代行者)

意義などではございません。少し私が理解できなくて、質問です。11 ページのところの今の体制については問題ないのですけれども、12 条の(5)のところについてなのですが、どうも理解できなかったのですよ。八戸カード運営協議会が発行する八戸えんじょいカードの提示を受けたとき、個人の観覧料の額から 20 人以上の団体の場合 1 人当たりの観覧料の額を減じて得た額。頭を悩ませていたところ、次の文化財センター是川縄文館の条例のところとおそらく今回整合性をとったのだと思います。そのところの条例を見ますと、先に行ってしまうけれども、15 ページになります。15 ページの第 6 条の(7)、ここについては読んですぐわかるのです。観覧料の 5 割に相当する額。これは両者で額の違いが出てくるということですか。視聴覚センターに関しては読み取りにくかったものですから、これは両者で額の違いが出てくるのですか。

(築瀬教育委員長)

原所長ありますか。もし縄文館のほうのあれは。

(清川是川縄文館副館長)

縄文館のほうは入館料が 250 円となっております、団体料金の場合は 120 円引きとなっております。

(築瀬教育委員長)

それはいま視聴覚センターで上げている(7)は 65 歳上で、(5)は団体の場合ということですよ。団体の場合の料金はこうなるということではないですか、センターのほう。

(三津谷総合教育センター指導主事)

20 人以上の団体の場合には、結局 20 人以上でいただく額と同じ額で観覧いただけるということになります。

(築瀬教育委員長)

えんじょいカードを持っていった場合ですか。

(三津谷総合教育センター指導主事)

そうです。例えば小学生、中学生は 20 人以上の場合に 30 円で観覧できますので、カードを持っていった場合には同じ額の 30 円で観覧できるということになります。

(築瀬教育委員長)

要するにえんじょいカードの提示を受けたときの条項が5番で、7番は65歳以上の場合の条項だということですよ。

(三津谷総合教育センター指導主事)

はい。

(築瀬教育委員長)

縄文館の場合には特に65歳上とか、そういうことではなくて、えんじょいカードの提示を受けたときということになりますよね。

(大庭教育委員長職務代行者)

団体であるかないかの違いという理解ですか。同じえんじょいカードのところなのですから。

(高谷総合教育センター指導主事)

ここをお調べして、あとで詳しくご報告したいと思います。

(築瀬教育委員長)

あとで詳しいことはお知らせいただくということで、5番と7番の条項は、5番はえんじょいカードの提示を受けたときの条項で、7番は65歳上の場合と分けているということですね。

(高谷総合教育センター指導主事)

5番のところは、えんじょいカードを提示したときには、団体料金になるということです。

(築瀬教育委員長)

少し違うということですよ。では今のところをわかりやすく。このような条項になっていますけれども、あとでわかりやすくご説明をお願いできればと思います。今はできないですか。

(大庭教育委員長職務代行者)

あとで結構です。単純にあれと思って、その整合性をとるのであれば同じ5割とやったほうが。

(築瀬教育委員長)

いや、5割ではないということです。

(大庭教育委員長職務代行者)

5割ではないですが、団体という条項が付いて変わると。

(高谷総合教育センター指導主事)

5番のところは変更がございません。えんじょいカードを提示したときには、団体料金に準ずるということでございます。

(築瀬教育委員長)

ここは縄文館とは切り離して考えればいいということですよ。

(高谷総合教育センター指導主事)

はい。

(築瀬教育委員長)

えんじょいカードの提示を受けたときの金額はこの団体料金になりますということで、7番とは別だということです。また縄文館とも少し違うということでもいいですよ。では、まず理解しましたか。

(大庭教育委員長職務代行者)

はい。

(築瀬教育委員長)

では理解、納得したそうですから。

(大庭教育委員長職務代行者)

理解不足ですいません。

(築瀬教育委員長)

ほかに何かありますか。はい、武輪委員。

(武輪教育委員)

こちらの議案第47号の理由なのですが、市内に住所を有する65歳以上の者の観覧料を減免するためあって、今なぜこの65歳以上の観覧料を減免するという、今ここに出てきた理由というか、そこを教えてくださいたいと思いますので、よろしくお願いします。

(築瀬教育委員長)

では所長、お願いします。

(原総合教育センター所長)

視聴覚センターに対しまして、高齢者からプラネタリウムの観覧料のシニア割引についての直接の意見、またはアンケートによる意見が多数寄せられたということで、マリエントであるとか、博物館であるとか、美術館、縄文館に準じてこのように65歳以上の観覧料を減額したものであります。

(武輪教育委員)

そうしますと、児童生徒、子どもさんもそうですが、シニアの方々の来場者も増えているということもありますか。

(原総合教育センター所長)

例えばお孫さんなどをお連れしてきて一緒に入るといった場合、そのようなこと等からこのような要望が寄せられてきたものであります。

(築瀬教育委員長)

はい、さまざまな要望を取り入れて、改善しているというお答えでした。ご苦労様です。よろしいですか。ほかにないですか。今の施行規則の改正では、今の5番のところは改正前と変わっていないということでもいいのですよね。65歳以上のところを付け足したということですね。

(原総合教育センター所長)

はい。

(築瀬教育委員長)

またあとで何か説明したいことがあれば、もう一回私たちの方に説明をお願いします。あとは納得したようです。それではよろしいですか。それでは議案第47号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。ご異議がありませんので、議案第47号を原案のとおり決定します。

**議案第48号 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について**

(清川是川縄文館副館長 資料に基づき説明)

(築瀬教育委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がありましたらお願いします。なければ、議案第48号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

ご異議がありませんので、議案第48号を原案のとおり決定いたします。

**議案第49号 平成28年度使用小学校用教科用図書の採択について**

(齋藤教育部次長 資料に基づき説明)

(築瀬教育委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がありましたらお願いします。なければ、議案第49号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

ご異議がありませんので、議案第 49 号を原案のとおり決定いたします。

### 議案第 50 号 是川縄文館の事業に協力することを主たる事業としている団体の会員が利用する場合の観覧料減免について

(清川是川縄文館副館長 資料に基づき説明)

(築瀬教育委員長)

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がありましたらお願いします。なければ、議案第 50 号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

ご異議がありませんので、議案第 50 号を原案のとおり決定いたします。

### 報 告 平成 27 年 6 月八戸市議会定例会一般質問について

(築瀬教育委員長)

次に報告事項に参ります。初めに「平成 27 年 6 月八戸市議会定例会一般質問について」は、事前に資料が配付されておりますので、委員の皆さんから質問がございましたらお願いいたします。では岡本委員。

(岡本教育委員)

先に 5 ページの特別支援学級教員数の増員についてという、中村議員からのお話です。これは特別支援の教員の確保についてなのですが、最後の再質問、要望のところ、県への要望は継続して行っているとのことであるが、本市としての対応策はないのか更なる検討をお願いしたいということまでいただいております。私の発言は質問ではなく、私の意見です。本市としての対応策はないかということの要望なのですが、これはこの教育委員会の中でも、いろいろ何度も検討していることです。対応策は何かいいものはないかとか、そのためにいま、こどもセンターもでき、いろいろなことはしておりますけれども、増やせば増やすだけでもいいということではないと、私も再三この場でもお話していることです。私ももう何度も意見を申していることでもありますので、やはり八戸市としての対応策として、やはりもっとも大切なのは、急がば回れではありませんけれども、やはり先ほども教育長がおっしゃったように、やはりもう少し下の幼児期の教育方針の充実を見直すことによって、八戸独自の対応ができるのではないかと私自身は考えております。これも教育委員会の中でいろいろ考えていくことができればいいと思っております。なったからそれをどうにかするのではなくて、その前にできることがもっとないのかということにつきましても、議論を深められればいいと私自身は感じております。

これは質問ではないのもう一つ。11 ページの高橋議員の部活動についてのご質問に対する、これも最後の発言内容のところ、少しお聞きしたいのです。地域との連携を進めながら、現在の部活動形態の見直しをしていく時期ではないかということのご意見を頂戴しております。これは中学校の部活動についてのご質問だと思うのです。部活動形態の見直しということで、形態というお言葉をお使いになっちらるのですけれども、形態ということで何か考えられる形態というものは幾つかあるものなのかというこ

とお聞きしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(築瀬教育委員長)

小笠原課長、お願いします。

(小笠原学校教育課長)

高橋議員とお話をしていく中で、いわゆる将来的には今すぐということではないようではございますけれども、将来的には総合型地域スポーツクラブというイメージもお持ちのようです。現段階では中体連等の組織との関連であったり、いろいろやはりすぐにはうまくいかない部分がありますので、議員にはとりあえず現時点では各中学校に外部指導者が150名ほど入っているという状況も踏まえて、いわゆる教員でなければ大会などへの引率ができないという県中体連の規定の緩和といえますか、その辺のところにより現実的に要望をしながら、その将来的な形を模索していきたいと考えているところです。

(岡本教育委員)

中学校の場合は中学校教育の中の一つとしてこの部活動というものがあると理解しておりますけれども、その総合ということがそれを踏まえて考えると、それは今のところはできないということでは理解してよろしいですか。それ以外に何かほかにもいいことはないかということのご意見ということで受け止めてよろしいですか。

(小笠原学校教育課長)

はい。

(築瀬教育委員長)

またこのことについては常に話題として上がりますので、また協議をしていきたいと思っております。武輪委員、お願いします。

(武輪教育委員)

今ちょうど11ページに対してお話がありましたので、私も質問させていただきます。部活動は教育課程内ですか、教育課程外ですか。教育課程内ということはいわゆるその線引きといいますか、小学校の部活動とは別でそれが教育課程外ということは、私の認識では教育課程外というか、部活動は中学生が行うものである。部活動に所属して、必ず生徒はどこかの部活に所属して学校生活の中で行うものであるという認識なのですが、その教育課程外となると、意味的にはどのようにとらえたらよろしいでしょうか。

(小笠原学校教育課長)

先ほど申し上げましたとおり、青森県の場合には県中体連という組織があつて、いわゆる運動部、文化部に限らず全生徒がそこに加盟している状況で運営されておりますけれども、他県等の状況を見たときには必ずしも全員が部活動へ入るということではない県もたくさんあると聞いています。

あとはその教育課程内、外の話をしていきますと、いわゆる教育課程外ですので、必ず全ての学校でいわゆる

実施しなければならないというものではなく、学習指導要領にも部活動の意義というものがうたわれていますので、そこを踏まえて各学校の校長が先生方をお願いという言い方が正しいかどうかはあれですけれども、お願いをして何とか協力して運営してもらっているという状況です。

(武輪教育委員)

そうしますと中学校に入ると必ずどこかの部活に所属するという話が先生方からありますが、それはどういった面から所属してとなるのでしょうか。

(小笠原学校教育課長)

最初に委員長からもお話がありましたけれども、繰り返しになりますが、中体連という組織に全生徒が加入して青森県の場合は運営していますので、運動部でない子どもたちもそこに加盟して、いわゆる会費という形で出して運営をしていることとなります。先だつての夏季大会のような場合には、いわゆる競技をする子どもだけではなく、全生徒が一堂に会してということはそういうところからきているものと理解しています。

(築瀬教育委員長)

この教育課程については説明が長くなると思うので、教育課程についてはまた教育委員の中でも勉強をして、事務局からさまざまお聞きしたいと思います。だから教育課程の中であるか、外であるかに関わらず、教育活動として認めるかどうかというところがポイントになるところがあるので、その辺も含めてまた教育委員と事務局で勉強していきたいと思います。その際にはよろしく願いいたします。

よろしいですか。ほかにもしあれば何か、この機会に聞いてください。はい、どうぞ、武輪委員お願いします。

(武輪教育委員)

7ページ、8ページになります。伊藤議員のご質問の禁煙支援に対してということですが。特に8ページにあります教育長の答弁の内容の最初のところに、平成16年から学校敷地内全面禁煙に取り組んでいて、教職員、保護者も意識の啓発に成果を上げているというところです。非常に私もこれは禁煙に大賛成で、こちらの中に喫煙されている方もたくさんおられると思いますけれども、たばこは体にとって一つもいいことはないとは私は認識しているので禁煙大賛成なのです。こちらは平成16年からこういう形で始まったときによく見られた光景は、門から一歩出ると喫煙場であるという状況で、今はあまり見られませんが、当時先生方の中でもやはりたばこがお好きな方にとっては吸えない状況は苦しくて、昼休みに一歩外へ出て吸われている光景が見られました。今ですと、次の学校行事のところでもありますけれども、運動会等でもいわゆる一歩外に出るとそこで輪になって、大人の方々がたばこを吸っているという状況が見られます。それが私にとってはあまりよい光景には見えないので、こちらの通学路の禁煙ということもお話されていますけれども、やはりなるべく禁煙を広げていきたいという思いで、この門の一歩外、中というだけではなく、やはり学校周辺という意味で禁煙を啓発していきたいと個人的に思っております。やはり子供の前で吸うということがもちろん煙ということもありますけれども、やはりできれば子どもたちにはたばこを吸ってほしくないで、そういう大人の姿をあまり見てほしくないという思いがあります。一歩外、中と

いうことだけではなく、やはり周辺一帯ではたばこを吸わないように心掛けてほしいということを私も訴えたいと思いますし、教育委員会としても訴える方向でいってはどうかと思います。この意見に対してどうでしょうか。

(齋藤教育部次長)

いま学校敷地内禁煙のお話が出ましたので、当時私が担当で学校のほうに呼び掛けたという経緯もございますので、その点で少しお話します。この目的は子どもたちの受動喫煙防止ということももちろんあります。ただそれ以上にやはり先生方、そして保護者の皆さまの意識啓発、ここも大きいのではないかと思います。ただ当初は、やはりいま武輪委員からもあったように、門から一つ出ればOK、一つ入ればだめと、その線引きがです。ではどこまでが受動喫煙防止になるのかということで議会でも大変話題になって、当時の教育長もいろいろ答弁しました。結果的にはこの取り組みが全市内の小中学校だけではなくて、その他の公共公営施設までも啓発されてきているということは実感しております。

この前の中体連の大会も子どもがアナウンスをして、呼び掛けたというところも含めながら、大変いい方向に向かっていると思います。今後さらにこの学校敷地内禁煙も含めて、この禁煙対策という部分についてはこの答弁にも書いてありますとおり、子どもたちもやはり率先して親たちの意識啓発に取り組むと、ここがすごく大きいのではないかと感じておりました。私もそうなのですが、同じ年代にたばこをやめろと言われるとやめたくなくなるというところがまず本音であって、子どもたちにやはりやめなさいよと言われると素直になっているところ、これもまた確かにあるのではないかと思います。これからもそういった努力しながら、この禁煙対策については継続してやっていきたいと思っております。以上です。

(武輪教育委員)

よろしく願いいたします。

(築瀬教育委員長)

はい、ありがとうございました。

(武輪教育委員)

もう1点付け加えてなのですが、7ページの答弁内容の二つ目の丸のところに学校側の指導に加えて、学校薬剤師や警察官OBなどの講師を招いてとあります。この薬剤師の方や、警察官のOBの方々のお話というものは、子どもたちには非常によく理解されるようで、映像なり、写真なりを使って薬剤師の方々がこのたばこによる害などをお話されると、子どもたちは本当に真剣に話を聞いて、害について勉強をするということです。非常にいいことだと思っておりますので、これからもこういうことをたくさんこの学校でもやっていただいて、努めてほしいと思っております。

(築瀬教育委員長)

はい、ありがとうございました。それではよろしいですか。それでは一応意見、要望等が出ていますので、またこれから教育委員会内部でも必要なことは協議していきたいと思っております。

## 報 告 児童生徒と向き合う時間確保について

(齋藤教育部次長、原総合教育センター所長、小笠原学校教育課長、出貝教育指導課指導主事 資料に基づき説明)

(築瀬教育委員長)

ありがとうございました。大変丁寧な説明をいただきました。それでは教育委員の皆さんから質問や意見等がありましたらお願いします。では大庭委員からお願いします。

(大庭教育委員長職務代行者)

では前半で説明いただいた校務支援システムのことです。先ほどの資料の中にもございました5ページのところですけれども、事務負担軽減に向けてというところでは私はこのシステムの導入はやはり一つの効果があるのではないかと考えております。特に学期末の通知表作成にあたって、それから特に学年末、ここは中学校であれば調査書の作成、あるいは指導要録の作成時期です。決して生徒の個性とか、個人的なものを無視するのではなくて、あくまでも数字的なもので、事務的に整理していけるところを、同じ作業を繰り返さなくて済む。その辺において私は効果があるのではないかと。特に3年生は大変な時期です、面談等も入ってきます。そういう時期に調査書と指導要録が連携していれば、かなり担任の先生方の負担軽減にはなってくるのではないかと思います。実際にそういうものを見てきました。そのかわり生徒との面談時間をたっぷり取るということです。そういうところでは一つの効果的な使い方ができるのではないかと、特に忙しい時期には有効に使えるのではないかと考えております。決して生徒個々のものを度外視するという意味ではないので、あくまでも事務的なものを軽減するということにおいては効果があるのではないかと。

ただ1点気がかりなのは、確かに操作になれない先生、それからもう一つ、それ以上に私が心配しているのは、今回の場合は主たる担当者が各学校の教務主任になると思います。そうすると学校ごとで微調整していく、あるいは学校独自のものをつくる場合に、主任が他の先生方のものを引き受けざるを得ない状況が出てくると思うのです。要するに慣れている先生の仕事量が多くなってしまいうことが考えられるので、特定の先生の負担が重くならないような対応をしながら進めていただければいいかなと。それは希望です。

それからもう1点関連しまして、教職員の長時間勤務の負担軽減というところについては、この指針と合わせて具体的な支援システムが一体化して、ただ指針をペーパーで出したから努力してくださいではなくて、一方で具体的なものとして支援システムを取り込みながらやっていく。この両方がやはり機能していく。要するに一体になって機能していくことによってその狙いとすところを少しでも実現化していけばと思います。両者、いま二つ挙げたこの両者が一体となって、何とか実のあるものになっていけばいいと願っています。以上です。

(築瀬教育委員長)

はい、ありがとうございます。武輪委員、どうぞ。

(武輪教育委員)

ただ今の大庭委員のお話と重複するところもあるかと思いますが、私から話させていただきたいと思います。

この資料の1ページの全国と八戸市の比較にもあるように、1番のイトウについて全国よりも大幅に時間がかかっているという状況からしますと、この校務支援システムの導入ということには大変私も有効で期待が持てると思います。こういうことに関して三つ要望と意見を述べさせていただきたいと思います。

一つはいま大庭委員からもありましたように、この新しいシステム、何でもそうですが、何か新しいシステムの導入にあたってはやはりその軌道に乗るまでに時間と労力がかかって、必要となりますので、それに対するフォロー。また今回のような場合にパソコンの苦手な教職員の方々に対してのアドバイス、手助け、そしてやはりフォローを十分に配慮していただきたいということです。

それからもう1点は、十分に管理されているとは思いますが、データの流出等がないように、データ管理を徹底してもらいたいということです。

三つ目ですが、この教職員の多忙化ということに関してですけれども、いま齋藤次長からもお話がありました。市連Pの方々もおっしゃっているように、この教職員の多忙化ということに関して保護者という立場からお話させていただきます。私も教育委員になってから、この多忙化ということがこれほど深刻な状況にあるということがわかりました。私もPTAに在籍しておりましたので、いろんなPTA活動をして学校とは深く関わってきたつもりではありますが、深刻な状況にあるということは教育委員になってからわかってきたことであります。普段なかなか学校に足を運ばれなかったり、お忙しくて来られなかったり、参観日などの行事だけしか学校に来られない保護者の方は特に先生方の状況というもののはつかめなと思います。学校のことであったり、先生方のことを保護者が理解するのはやはり子どもを通して、普段の子どもを通してですから、子どもが話すこと、または学校からもらってくるお便りでしか学校のこと、先生の方は普段わかりません。ただその中でも子どものノートとか、いわゆる日記、中学校でライフという形で次の日の時間割なり、持ってくるものを書いた1行日記のようなものがあるのですけれども、そういう子どもが書いたものに対しての先生方のコメントを私自身も読んだときに、先生方はこうやって子どもと向き合っているのだということが理解できます。また1番、先生方がこんなに一生懸命頑張っているのだと理解できるところは、手書きの通信表をもらったときです。私がいま手書きと言うと、この校務支援システムに反するかもしれませんが、一人一人に対して字の上手下手とは別に、丁寧に一字一字、その限られたスペースの中で、その学期ごとに自分の子どもに対して非常に簡潔に見てくださって、励ましの言葉であったり、次の学期はこういうところをというような文章を丁寧に書いてくださっている。そして見てくださっているということを理解できるのは通信表です。そこで三十何人いるクラスであれば、一人一人先生が一生懸命時間をかけて書いてくださったのだというところ、そこで理解することもたくさんありました。そういところからすると普段は保護者にとって先生方の多忙化ということは非常に見えにくい部分ですので、保護者としてもその協力という部分でもなかなか難しいところもありますし、理解をしていただくということは非常にこれから難しいところではあると思います。ただ現状として、やはり健康面での被害も出ておりますので、そういう意味では具体的な対策をとって、協力をしていただくということも先生方にとって一つの手立てだと思っておりますので、時間的なものだけでなく、精神的な面での支え、そして環境を整えた上で、児童生徒と向き合う時間というものが実際にどういうことなのか。ただ時間を

割けばいいのか、ただ子どもと話せばいいのかということ。どういうことが本来の児童生徒と向き合うことなのかということも含めて、これから私たち教育委員も考えていかなければならないと思います。これから試行期間という形で、来年4月の本格導入までに時間がありますけれども、導入された後もこの児童生徒と向き合うということが、本来はどうのようにすることが子どもにとって良いのかと話し合いながら、順序立ててより良い方向に進めていけたらと思います。以上です。

(築瀬教育委員長)

はい、ありがとうございます。岡本委員。

(岡本教育委員)

これは大きなことが三つほど一つのことになっておりますけれども、全てを総括すると、八戸市の教育の質を高めるということにつながるのだということを十分に理解しなければいけないと、私自身はこれをずっと考えてまいりました。それを1番に思っております。一つ一つの問題にスポットがあたってしまうと、どうしてもそれだけが動いてしまう。例えば長時間労働だといえ、それだけが走ってしまう。校務支援システムを導入するといえ、それを導入したということだけが走りがちなのですけれども、世の中というものは一つ一つどうしても物事が細かくいってしまいますので、私はそれがそうではなくて、何よりもこの教育を高めるのだと。この八戸市の教育に関しては、私も委員としていろいろ考えることが多いのですが、市民の一人として大変しっかりといろんなことを見ているだろうということは、私もこの場に居させていただいて数年経ちますけれども、それは十分に感じております。いろいろ時代も変わっておりますし、社会も家庭もいろいろ変わっている環境の中で、これが良いという、これだけでいいのだということではなくて、さらにいろいろなことを追求していく上で、質を高めるという意味ですけれども、そのためにまず多忙だということ、教員が子どもに向き合う時間を確保するというをまず大事にとらえるのだと。それを大事にしたいということで、新システムにするのだということの順序を間違えないようにしたいと思っております。

そういうことを考えますと、6ページにあがっている教職員の長時間労働の縮減に関する指針というもののタイトルです。それが本当にこれでいいのかということ、私自身も少し悩んでおります。これが職場環境の改善に関する指針ではないだろうかと思うこともあります。ですが、既に八戸市としましては、八戸市立学校職員健康障害防止対策実施要綱というものが既に出しておりますので、健康に関すること、教職員の職場の環境に関することがここで一応出ていることは出ているけれども、さらにもう少し具体的にそれを示さなければならないというときになっているということも理解はしております。ですけれども、これがただ単に長時間労働ではなくて、職場環境を改善するというをみんなで考えるということ。これは日本の社会全体の話ですけれども、働き方を見直す、それぞれがただの職業人から家庭人に戻る時間を確保することとか、それがひいては子どもが育つという環境に結び付きますし、未来に大きく、この少子時代もこういうところから出ていることもあります。そういうことをもう少し大きく、教員も一人一人がそういうことなのだということ。ただ単に時間を削減すればいいということではないことにできるようなタイトルがいいのではないかと思います。委員の中でもう少し考えさせていただければ大変ありがたいと思います。

やはり私も学生に向かうことがよくあるのですけれども、教員になるための専門性は学校で教えられる

けれども、人間性を教えることはできないと私は言っているのです。専門性は学校で学べるけれども、最も必要な人間性というものは何かということ磨く場所を、教員になってからも磨き続けなければならないわけです。これはどんな仕事でもそうですけれども、例え別なお仕事でも専門性だけではなくて、お客様に向かう気持ちであるとか、読者に向かう気持ちであるとか、そういうものは人間性で培っていかなければならないので、その辺りのことはしっかりと、教員はなおさらのこと、人と人が向き合う仕事ですし、未来ある子どもたちに向き合う仕事であります。そういうことをしっかりとするためのものでもあるということをさらに自覚するためにも、職場環境の改善というだけではなくて、大きく教育としたほうがいいのかもかもしれません。その辺りも、私も今日、今これを見させていただきまして、もう少し考えたいと心では思っております。以上です。

(築瀬教育委員長)

はい、ありがとうございます。まだ言い足りなかったことはないですか。またあとでいろいろと勉強会も控えていますけれども、私からも。このことについては今も事務局から丁寧な説明もありましたし、私たち教育委員も含めて事務局から3度ほど説明とか、お互いの意見交換もしました。率直な意見も出し合いました。そういったことも非常に意義のあることだったと思っています。これからもそういう取り組みは事務局、教育委員一緒にやっていきたいと思っています。

ここにも出ていますけれども、平成22年1月に先ほどの健康障害防止対策実施要綱が策定され、それが作成されたときに私が校長職を辞めるときだったので、非常に鮮明に覚えています。記録簿を作ったり、教員からの聞き取りを行ったりと、そういうことをやりましたが、もう一步そのことが具体化していかなかったという側面があるのではないかと気になっていました。

また、この資料には直接ないのですが、最近10年間で見ますと、病気休職者、いわゆる精神性疾患による病気休職者は2倍になっているわけです。それだけ悩める時代になっている。その中には教職員の多忙化だけではなくて、教職員の業務の多様化ということがあると思うのです。多忙化の一因でもあるとは思いますが、先ほどから子どもと向き合う時間と言っていますが、子どもだけと向き合ってはられない世の中になっているわけです。そういったことも含めて、いろんな弊害が出ているということも確かであります。

当然のことなのですが、ここは保護者に対してやはり理解してもらわなければならないことです。先生方が心身ともに疲れていれば、暗い気持ちで勤務してれば、子どもに対していれば、当然子どもたちも暗くなると思います。子どもたちに対して明るく向き合うためには、先生方が心身ともに健康で、明るい気持ちで立つことが大事だと思うのです。ですからこのような長時間労働の縮減とか、事務軽減、こういったことが必要なのだと話せば、当然保護者の方もわかっていただけるのではないかと思います。そういったことが学校の中で保護者に対して繰り返し話されることが大事かと思っています。

また先ほど家庭のことも出ましたが、当然先生方も人間ですから家庭があるわけです。独身であっても家庭があるわけです。どんな方でも家庭がある。その家庭がうまくいかなければ、うまくいかないといえれば変ですが、悩みを持って家に帰って、暗い気持ちであれば家族も暗くなります。そのことが全ての悪循環を繰り返す原因になっているということで、今回は具体的な提案を内容とした取り組みが提示されたということは大きな前進だと思っているところです。本当に具体化できればいいと思っています。

あとやはり校務支援システムの導入についてはいつもお話していますが、やはり先ほどもお話がありま

したけれども、ある一定の職員に負担が掛かるとか、そういうことを避けるとか、慣れるまでは時間が掛かりますけれども、それに慣れるまでが大変だという先生もいるわけです。そういった方への配慮も十分にさせていただければありがたいと思っています。

学校現場でできることもあるのですが、我々教育行政としてやらなければならないこともたくさんあると思うのです。要するに、例えば先生方にできるだけ早く帰りましょうと言っても、業務が多ければ帰れない。逆にいうと、早く帰りましょうということになると、悪いことで予想すると、早く帰ります、でも家に持ち帰ってしなければなりませんと、こういう言葉が返ってくるような気がするのです。ですから根本的にそのことを解決するためには、教員のいわゆる業務の見直しといったところ。それから事務の効率化、先ほどのこともあるのですが、教育行政から出す文書の量、それが重複しないとか、そういったことも必要でしょうし、行政としてその業務について考えていくということも大事かと思えます。県教委の流れも12月から1月にかけて出ると思っていますので、そういったことも含めながら一緒に検討していければと思います。

いずれにしても具体的にこのような形で職場環境の改善ということで動き出したということは、非常に大きな一歩だと思います。この一歩を大切に次の二歩目を踏み出せるように、お互いに勉強し合いながらいきたいと思っています。

最後になりますけれども、こう言ってもやはり最後は各学校の校長先生方の資質にかかるところが私は大きいと思います。やはり各学校の校長先生方が適切なリーダーシップと、温かい配慮の下に、例えば修学旅行とか運動会の前は忙しくて時間通りに帰られません。これははっきり言って帰れないです。それが教員の一般行政職とは違う、教員の特質なわけです。そこはしょうがないのですが、でもその行事が終わったらみんな早く帰ろうと、私も帰るからとやって、一緒に早く帰るとか、そういっためりはりを付けていけるような、そういった取り組みも学校では必要かと思っています。機械化とともに試行しながら、良い取り組みを目指していきたいと思っています。よろしくお願いします。

## 報 告 平成27年度「南部藩ゆかりの都市との交流事業」について

(齋藤教育部次長 資料に基づき説明)

## 報 告 その他「マイブック推進事業の実施状況」について

(齋藤教育部次長 資料に基づき説明)

(築瀬教育委員長)

はい、ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、ご質問などありましたらお願いします。武輪委員。

(武輪教育委員)

この1番の(3)番にあります、市民の方が納めた税金を投入した事業などで説明したのは、いわゆる指導主事の先生が来店した保護者の方に説明したということで理解してよろしいでしょうか

(齋藤教育部次長)

これは書店の方が保護者の方にこういうことで説明をしたら納得した。それを指導主事がそれぞれ巡回したときに書店が教えてくれたということでもあります。

(武輪教育委員)

書店の方もありがたいですね。ここまで説明してくださるということは、非常に協力的でありたいと思います。

もう1点ですが、この児童書の売れ行きが伸びているということも、児童向けの読み物のほうが図鑑やまんがよりも売れているということですが、具体的にはどんな本が売れているかというところまでお聞きになったかどうか、参考までと思っているのです。私たちが子どもに読んでほしい本というものと、子どもたちの興味があって手に取る本とは違ったりするところもありますので、具体的に子どもたちが興味を持って購入していた本というものはどういうものかはおわかりでしょうか。

(齋藤教育部次長)

担当している指導主事が今日出張中ではありますが、このことも含めて今年度の傾向といたしますか、売れている、人気のある本はどのようなものがあるかということについて、書店を回りながら後ほど報告申し上げたいと思っております。以上です。

(武輪教育委員)

そうすれば本を参考にして、学校図書の購入の目安にもなるかと思しますので、またわかりましたらお願いします。

(築瀬教育委員長)

はい、ありがとうございます。昨年度に私も話をしたのですが、ある書店では店長さんや書店の店員さんのお勧めの本というものを大きく出して、なぜそれがいいのかということを書いて、児童書を出している書店さんもありましたね。ですから、そういった意味でも書店さんとのつながりというものも、ある意味では読書を通してつながりが深まったのかと思っています。逆に書店の方が子どもたちから刺激を受けて、その本を読んでみたということもあるみたいですので、いい交流だと思っています。私もこれまで定例会でこのことについては重点的に取り上げてきて、今年度大きく六つ変更点があったわけです。その変更点の一つにあった、いわゆる購入できない本の範囲というものを大まかに示したので、これがだめ、あれがだめということがなくなって、購入する際の判断の幅が広がったということが3番のところで混乱が減っているということではないかと思って、成果として良かったと思っています。

特に(5)にあるように、マイブック推進事業の趣旨である保護者や家族とともに行って選びましょうといった、この家族ぐるみのところがまだ課題としてあるのかと感じて、その中で子どもが自分で本を選ぶというところが、発達段階というものは子どもではなくて、このマイブック推進事業の発達段階としてそういうところまで上がっていっていいかと思って期待して聞いていました。広報はちのへ8月号にも出るかと思いますし、これから事務局のほうでも各学校にお勧めをしたいと思いますので、よろしくお

願いをしたいと思います。

## 閉 会

(築瀬教育委員長)

これもちまして平成27年6月の教育委員会定例会を終了いたします。ご苦勞様でした。

(午後3時14分閉会)